

報告事項 2

医師の働き方改革について

医師の時間外労働規制について

一般則

【時間外労働の上限】

(例外)
 ・年720時間
 ・複数月平均80時間(休日労働含む)
 ・月100時間未満(休日労働含む)
 年間6か月まで

(原則)
 1か月45時間
 1年360時間

※この(原則)については医師も同様。

2024年4月～

年1,860時間／月100時間未満(例外あり)
※いずれも休日労働含む

連携B

例水準
(医療機関を指定)

年1,860時間／月100時間未満(例外あり)
※いずれも休日労働含む

B

地域医療確保暫定特

年1,860時間／月100時間未満(例外あり)
※いずれも休日労働含む

⇒将来に向けて縮減方向

集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-1: 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
 ※本人がプログラムを選択
 C-2: 医師登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来
(暫定特例水準の解消(=2035年度末を目標)後)

将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間(例外あり)
※いずれも休日労働含む

A

C-1 C-2

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

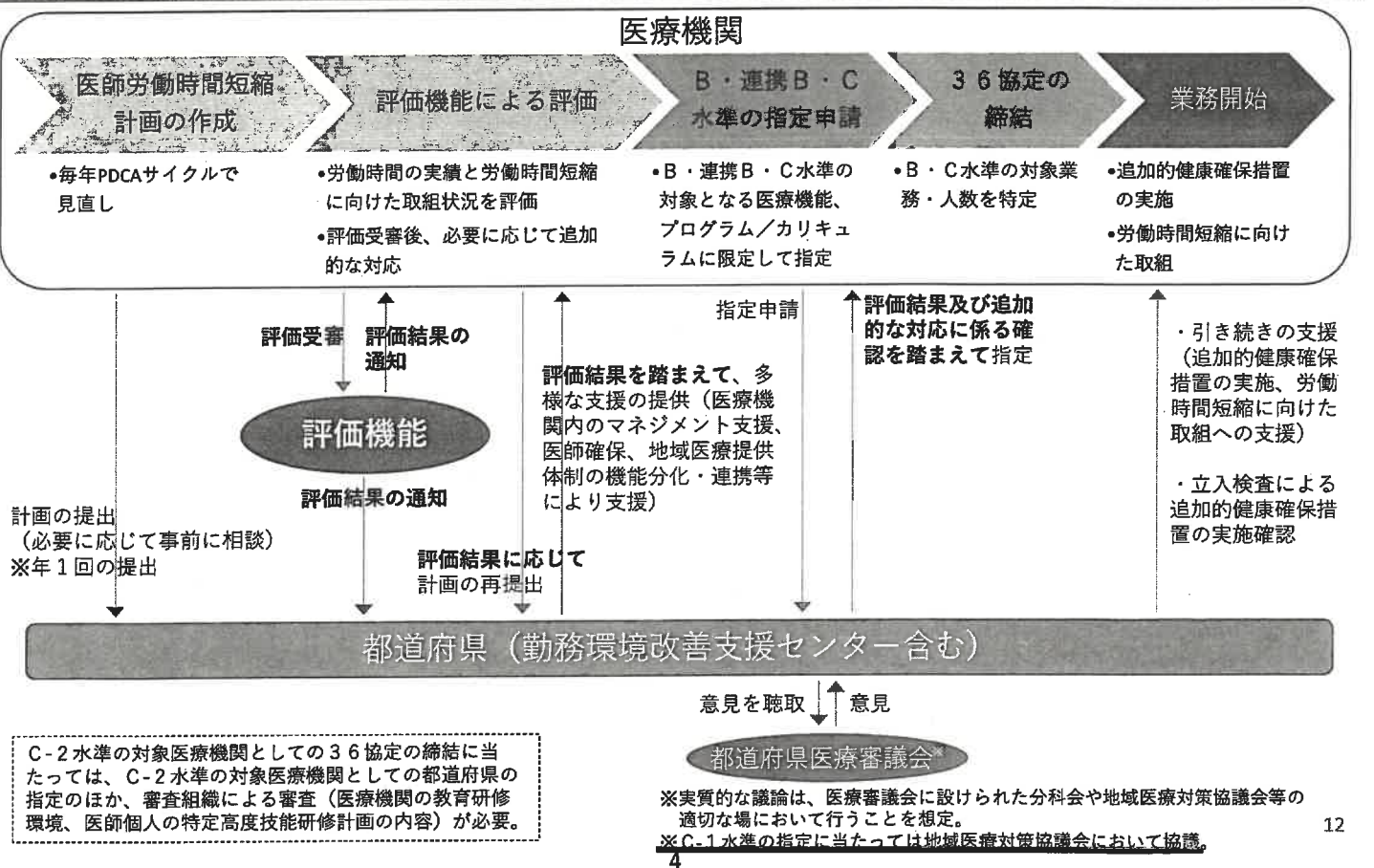
連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

2

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

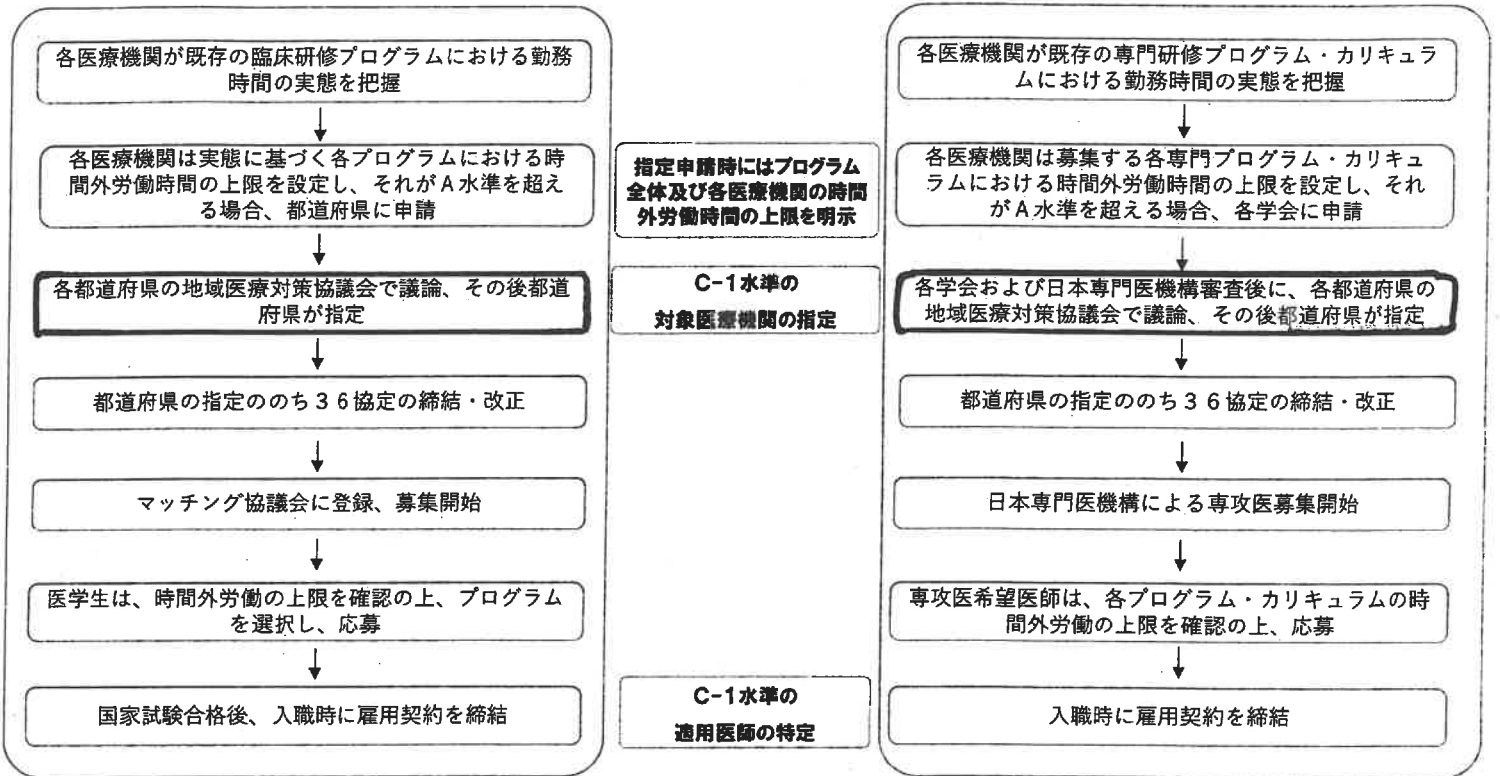
B・連携B・C水準の指定に当たっての基本的な流れ



C-1水準の指定のフロー

[臨床研修プログラム]

[専門研修プログラム]



7

B・連携B・C水準の対象医療機関の指定要件

※要件となる項目に○

	B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準	備考
1 医療機関機能	○	○			
2 臨床研修病院又は専門研修プログラム・カリキュラム認定医療機関である			○		
3 特定高度技能を有する医師の育成・研鑽に十分な環境がある				○	設備、症例数、指導医等につき審査組織（国レベル）の個別審査を想定。
4 36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをする必要がある 副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・休日労働が年960時間を超える必要がある	○		○	○	
(必要性について、合議での確認)	都道府県医療審議会の意見聴取	都道府県医療審議会の意見聴取	地域医療対策協議会及び都道府県医療審議会の意見聴取	審査組織及び都道府県医療審議会の意見聴取	
(必要性について、実績面の確認)	労働時間短縮計画に記載の実績値で判断	労働時間短縮計画に記載の実績値で判断	プログラム全体及び各医療機関の明示時間数（時短計画実績値とも整合）で判断	労働時間短縮計画に記載の実績値で判断	
5 都道府県医療審議会の意見聴取	○	○	○	○	実質的な議論は、医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定
6 労働時間短縮計画が策定され、労働時間短縮の取組や追加的健康確保措置の実施体制の整備が確認できる	○	○	○	○	年1回都道府県へ提出
7 評価機能の評価を受けている	○	○	○	○	過去3年以内に受審していること
8 労働関係法令の重大かつ悪質な違反がない	○	○	○	○	過去1年以内に送検・公表されていないこと

医療法における都道府県医療審議会に関する規定

○ 医療法

〔都道府県医療審議会〕

第72条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 医療法施行令

〔医療審議会〕

第5条の16 医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

～(略)～

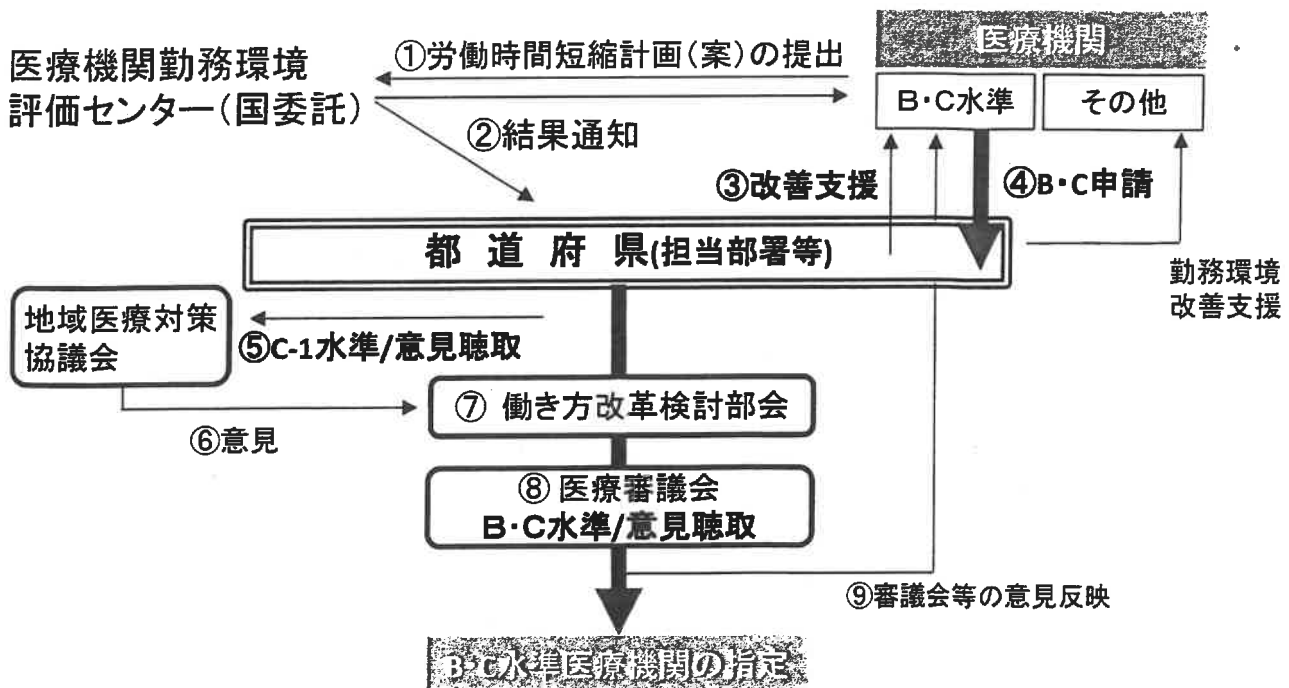
第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

～(略)～

医師の働き方改革に関する都道府県の役割について

都道府県の役割（医療法）

- ・ 医療機関の申請に基づき、医療審議会の意見を聞いた上で、B、C水準を指定すること（指定した場合は公示を行う、指定は3年ごとに更新が必要）
- ・ 勤務時間の上限を超える医師に、面接指導等の必要な措置を講じない医療機関に対し、改善に必要な措置をとるよう命じること
- ・ 医療機関勤務環境評価センターの評価結果を公表するとともに、必要に応じ該当医療機関に医師の労働時間の短縮に有用な情報提供や助言、支援を行うこと
- ・ 勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行うこと
- ・ 勤務環境の改善に関する調査、啓発活動を行うこと



◎医師等働き方改革検討部会（準備会）について

【部会の目的】

2024年4月からの医師の時間外労働への上限規制適用に伴い、

- ・ 医師の時間外勤務の縮減
- ・ B、C水準医療機関の指定 が必要。

◎検討部会で、地域医療への影響に考慮し、B水準・C水準の申請の適否を事前審査（2023年度中）

→医療機関の申請に基づき府が指定

- ・ C-1水準は、医療対策協議会の意見を聞いた後、部会で事前審査の上、医療審議会の意見を聞く（医療法附則第119条）

【部会委員】

団体名	役職	氏名
一般社団法人 京都府医師会	副会長	濱島 高志
	副会長	小野 晋司
一般社団法人 京都私立病院協会	副会長	武田 隆久
	副会長	石丸 庸介
一般社団法人 京都府病院協会	会長	辰巳 哲也
	副会長	小林 裕
一般社団法人 京都府歯科医師会	副会長	武田 淳
公益社団法人 京都府看護協会	会長	中島 すま子
一般社団法人 京都府薬剤師会	副会長	四方 敬介
京都府立医科大学附属病院 (オブザーバー)	病院長	夜久 均
京都大学医学部附属病院 (オブザーバー)	病院長	宮本 享

【働き方改革全体スケジュール】

